

市第 138 号議案

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部改正

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄

りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「第4種の道路」を「第4種（第3級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第40条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける

ものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第86号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路に係る道路の構造の一般的技術的基準を定める等のため、横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（車線等）

第 4 条 車線（副道、停車帯、自転車通行帯、交差点、車両の通行の用に供するため中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）が切断された車道の部分、乗合自動車停車所及び非常駐車帯、付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線の擦り付け区間並びに車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合における擦り付け区間を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

（第 2 項から第 6 項まで省略）

（副道）

第 6 条 （第 1 項省略）

2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定

する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第 10 条 自動車及び自転車の交通量が多い 第 4 種 (第 3 級を除く。第 4 種の道路  
次項において同じ。)の道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 4 種の 道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるもの (道路 (前項に規定する道路を除く。)) には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(自転車歩行者道)

第 11 条 自動車の交通量が多い第 4 種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（交通安全施設）

第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

（区分が変更される道路の特例）

第 40 条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を市道とすることにより令第 3 条第 2 項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第 4 項及び第 5 項並びに令第 12 条並びに第 4 条、第 5 条第 3 項及び第 5 項、第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 1 項、第 22 条、第 29 条第 3 項並びに第 33 条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第 41 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 3 項から第 5 項まで、第 6 条、第 8 条、第 8 条の 2 第 3 項

、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする

。

- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 86 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

（委任）

第 45 条 （本文省略）  
第 44 条